

2008年度2月定例議会 予算特別委員会が2月25日から始まりました。

各部局書面審査での日本共産党の質問と答弁大要、他会派委員の質問項目を紹介します。

府民労働部・・・1

危機管理監・・・7

2008年度予算特別委員会 **府民労働部**書面審査 2008年2月26日

迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区）

府立植物園について 技術の継承など基本事業の充実を

【迫】府立植物園は、①生きた植物を系統的に収集・保存し、②植物科学の研究・教育・普及、③憩いの場のような3つの機能を有する総合植物園として、80年の歴史を刻んできている。植物保有数、栽培管理技術、管理施設における水準は日本有数である。植物園内に生育する木々、草木は毎年成長するがその適正な管理が行わなければならない。資料の充実、施設の改善、技術の確立など基本事業の充実をはかり、次世代に継承していく必要があると思うがどうか。

【府民労働部長】ご指摘のとおり、府立植物園は日本で一番歴史のある植物園であり、さらに1万2千種という品種、12万本の樹木というのは、日本一であり、世界的にもそのレベルの高さを評価されている。そこで府立植物園を日本の宝として、発信していきたい。植物園の、「おもてなし」、「ほんまもん」という二つのコンセプトのなかで、「ほんまもん」については 高い技術を維持しながら頑張っていきたい。

【迫】いま「ほんまもん」の話があったが、植物園で働く職員の中で、直接植物等にかかわっている職員（協約職員）は、その技術を取得するのに5年から10年ぐらいかかる。栽培技術、特性調査・研究、展示・普及・啓発に対する意識・意欲など高い資質が求められている。その職員が今後10年の間で半数近く退職され、技術の継承が心配される。また、府立植物園をより多くの府民に楽しんでもらう仕組みづくりや取り組みが進められ、来客者を増やそうとしているが、いまの職員の体制で安定した運営ができるか。

【府民労働部長】現在、技術職員は28名いるが、指摘のとおり、今後、順番に退職していくことになる。私どもは、植物園だけでやっていくのではなく、府立大学や民間の力などいろいろな技術サイドとの合流で、総合力で、連携とりながらやっていこうと思う。職員も、制度として再任用制度や嘱託制度もあるので、退職された方の力の十分な活用も考えながら、体制が落ちないように総合的にしっかりとやっていきたい。

【迫】新しく補充するのではなく、退職された方等で補うのか。

【府民労働部長】職員の定数があるので、それを守り、そのなかで技術陣の質を落とさない工夫をしながらしっかりとやる。

【迫】今後しっかりと植物園の技術を継承していくという点では、ぜひ植物の好きな人を雇用して、育てていくことが必要だと思う。予算案を比較すると植物園の予算が年々減らされている。平成13年度6億4100万円、19年度5億6500万円、20年度は6億600万円 となっている。集客事業の予算も大事だが、植物園の役割からいえば、植物の種の保存のための予算や専門職の人材を育てていく予算を増やすことも大事だと指摘しておく。

防犯カメラの管理・運用に関するガイドラインについて

【**迫**】防犯カメラの管理・運用に関するガイドラインについては、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシー保護との調和を図る目的で、防犯カメラを設置する際に参考にしてもらうことになっている。現在、京都府内で何か所に防犯カメラが設置されていて、そのうち、ガイドラインにそって要綱などが作られているのは何か所あるか。

【**安心・安全まちづくり推進室長**】府内におおむね1800台の防犯カメラがある。ガイドラインを参考に作成されたところは7か所把握している。

【**迫**】ガイドラインを指針として守るように指導する体制はどうなっているか。

【**推進室長**】ガイドラインができた当初、各機関、団体、とくに商店街、地下街、駅、金融機関、レジャー施設等に対し、講演の開催、資料送付等を行い、さらに府のホームページに掲載もしている。しかし現在その体制をとってやっているわけではなく、日常業務のなかで行なっている。

【**迫**】今の説明なら、個人のプライバシーは保護されないのではないか。指導していく意思があるのか疑問がどうか。

【**推進室長**】団体をまめにまわり、地道に取り組んでいく。

【**迫**】体制をとってしっかり指導し、さらに運用をもっとしっかりとすべきであることを指摘しておく。

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区）

DV被害者の支援について

【**西脇**】DV被害者相談についておたずねします。DV法施行後、本府でも一気に被害の相談が増えたとお聞きしています。本府の配偶者暴力相談支援センターでの月平均相談件数が18年度598件、一時保護17件ということで、保護施設は連日埋まっているとお聞きしています。女性総合センターでも全相談件数中、DV相談は全相談のうち37・4パーセントに増加しています。

国のDV法に基づき、本府でも全国の都道府県においても「配偶者等からの暴力防止および被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定しておられるところです。この計画策定は本府では府民労働・女性政策課。被害者支援は主に保健福祉・子ども未来室が管轄とお聞きしているが、DV被害者への対応などの支援をより迅速に、的確に行うためにも日常的に部局横断的な対応が求められているなかで、部局一体化したほうが支援などの業務もより効率的にスムーズにすすむのではないかと考えますがいかがですか。

【**女性政策監**】DVの被害者の支援について、府民労働部と保健福祉部で役割分担をすすめています。国の仕組みとしては、厚生労働省であったり内閣府であったり、警察関係など広範囲にわたっているため、それを取りまとめる中心として内閣府がDV関係は女性の人権という視点から取りまとめを行なっている。そういう意味で中心的になるのが府民労働部となっており、私も女性政策課でやっています。

【**西脇**】本府の支援計画を策定するという点では、当然、関係部署の現場のみなさんの実態などもきちんと把握されているということが前提ではないかと考えますが、計画策定の担当の女性政策課として、主な実践現場である支援センターの状況等どこまでつかんでおられますか。

【**女性政策監**】関係課長連絡会議といい、中で関係課が集まって情報交換や取組みについての相談をしたりしています。相談関係の方では、ネットワーク会議というのを女性センターでやっております。これには22機関、オブザーバーを含めてですが、関係機関を広く集め事例研究をしたり、相談の情報交換や取組みについての支援についての相談をするネットワーク会議をしています。連携は常に密にとりながらやっています。

【**西脇**】関係の会議がある時だけに把握をされる、情報がわかるというのではなくて、日常的にしっかりと現場のみなさんの状況を把握されるというのが本来のあり方ではないかと思えます。将来的には部局一本化した方が現場のみなさんもスムーズに業務もスピーディーにはかどるのではないかと思うので、検討を要望させていただきます。

次に、市町村の支援体制についてですが、現在、府内には一時保護施設を含めたワンストップでの相談施設は、京都府の配偶者暴力相談支援センター1箇所のみです。市町村で支援センターと連携してDV支援することになるわけです。市町村でのDV対応窓口設置は、現在14箇所、山城振興局は8箇所、南丹で2

箇所、中丹で3箇所、丹後が1箇所、設置されているところでもかなり地域差が大いと感じている。

さらに、設置されている市町のなかで、18年度のDV相談件数においても城陽市142件、長岡京市46件、京田辺市38件、向日市3件、綾部市2件、木津川市1件と大きなばらつきが目立っています。

山城地域でも大山崎町など5市町、丹後でも宮津市などの3市町などは相談件数が出ていない。なぜこんなに市町村での差が大きいのか、市町村のDV支援体制の事情はどうなっているのかお聞かせ下さい。

【女性政策監】市町村においては、今まで相談窓口のあるところ、ないところ、おっしゃっていたようにかなり温度差があり、現在でも14箇所以外のところでは、きちっとした女性のための相談窓口がないところが多いです。DVに関しては、法律も改正され、相談窓口や市町村の基本計画そのものを努力義務ということで法改正がされたので、これからは、どんどんと市町村に働きかけをしていってそういうものを設置して頂く。また、一時保護の施設となるDVの支援センターを、それも努力義務ですが、そのように変わりましたので、今度は20年度に京都府の計画を見直す時にもそういうことを盛り込んでしっかりと市町村の指導や支援をできるようにしていきたい。

【西脇】私は考えますに、市町村の地域格差が出ているのは、先程、政策監は温度差とおっしゃっていましたが、温度差以上に財政的な問題や支援の問題や体制の問題ですね。なかなか、やりたくてもやれないという特殊な事情もあるかと思えます。これから21年度にむけて新しい計画も策定されるということですが、DVというのは、支援は待たないです。相談される方にとりましたら、21年度待ちではなくて、今からでも直ちに市町村の実態、とりわけ支援が出来ていないところですね、そちらの方の状況もつかんで頂いて、財政的な部分も含めて、ぜひとも積極的な支援を取り組んでいただきたい。強く要望させていただきます。

次に、支援センターですが、多くのDVの被害者のみなさんですが、加害者からの暴力から逃げることで精一杯で、精神的にも何度も相談窓口を訪ねられない場合が多い。迅速で的確な保護が必要なDV被害者支援のためにもワンストップの、今の府の支援センターのような施設が必要です。現在の1箇所では少ないと考えます。

府の被害者支援計画における今後の取組みのなかにも「南北に細長い京都府の地理的特性に配慮し、府の専門相談体制および機能を強化する」となっています。あわせて、先程の市町村の支援体制に非常に大きなばらつきがあるということもあり、それも鑑みて南部と北部に一時保護も含めたワンストップの支援センターが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

【女性政策監】一時保護ができます支援センターは、北部、南部、それぞれに必要なだと思いますので、色々な要素がありますので検討したいと思えます。それと併せて、出来るところから市町村でも設置をして頂くような働きかけもしていきたいと思えます。

【西脇】府内での支援センターの拡充の検討を強く要望させていただきます。

次に、「デートDV」についてです。昨日のNHK「クローズアップ現代」でも取りあげられていましたが、若年者の恋人からの暴力について、内閣府の調査によると、20代の女性の5人に1人が男性からの暴力を受けているということが取り上げられていました。

暴力がもたらす影響は、年齢に関係なく、繰り返されると暴力が悪いという感覚が麻痺する。加害者を作らないためにも「DVは犯罪」であることを認識させることが必要だと私も考えたところです。岡山県では、県挙げて中学・高校の授業で「暴力や相手を束縛することがなぜいけないのか」についてNPO団体などの協力のもとで実践的な授業を実施されているそうです。

本府でも学校教育のなかにおいても早期に将来のDV加害者・被害者を作らないための施策をされているとお聞きしていますが、今後より積極的な府上げての取組みを要望しますが、いかがですか。

【女性政策監】「デートDV」については、本人が「デートDV」だということに気付かないということが一番大きな要因ではないかと思えますが、気付きをまず促すための啓発を一所懸命やっています。19年度においてはDVの啓発期間を設けていますが、その間に「DVを考える集い」ということで、「デートDV」を重点に啓発の講座やセミナーを開き、若い人たちにも集まって頂いてワークショップ形式でやって頂き、「自分でもこういう事がそもそも『デートDV』だという事に気付かなかった」、男性だと、「自分も『デートDV』の加害者になりうる要素を一杯持っていることに気がついた」というような感想も沢山頂き、地道ですが研修セミナーで啓発していかなければならないと思えますし、教育の方でも、教育委員会とも直接の働きかけではないが、それぞれの高校で人権教育という枠の中で「デートDV」について学習して頂いたり、先生方にもしっかりと研修をして頂きたいということで、先生方を対象にした研修会等にも取り組んで頂いている。

【西脇】この問題については、他府県の良い事例もあると思います。是非とも学んで頂き全府的な取組みをして頂きたいと思います。

光永敦彦（日本共産党、京都市左京区）

同和対策としての奨学金「全額肩代わり」制度を見直せ

【光永】高等学校等奨学金償還対策事業については、平成17年にこの事業は経過措置も含め終了し、その後20年にわたり、京都府が返済肩代わりし続ける制度である。本府の場合、京都府負担分で今後17億円返済していく、予算案でも3億8000万円計上されている。昨年9月、最高裁は府の高等学校等奨学金償還対策事業と同じ事業である京都市の自立支援促進事業にかかわり、榊本前市長らに対して2千万円あまりの返済を命じたという報道があった。他方、京都府の場合は償還対策事業についての裁判が行なわれたと聞いているが、その結果は京都市と違う結果だったと聞いている。なぜそのような違いが起こったのか、担当者としてどう評価しているか。

【人権啓発推進室長】司法判断であるので、申し述べることは差し控えたい。ただ言えることは京都市のこの制度の要綱の内容、運用の実態と府の要綱の内容、運用は相当違っている。どちらも同和地域のこどもたちに教育の機会均等を保障するという意味では同じだが、制度は似ているけれども違う。それが裁判の結果に反映したと思う。

【光永】似ているけれども違う制度ということの中身はどういうことか。

【推進室長】京都市の制度は返還することが経済的に困難だと市長が認めたときに給付する制度。府の制度は同和奨学金が貸与制から貸付制に変わったときに、償還対策資金制度を設けて実質的な給付制を維持することが必要だと、それが同和問題のなかでも非常に大事な問題であった教育の問題を解決するために大事だという判断をして、実質的な給付制として運用してきている。そのあたりが違っている。

【光永】おっしゃったように、京都市の制度は経済的に困難だと市長が判断したときに自立促進支援事業に該当するかどうか判断が下されていく事業。府の場合は全額一律肩代わりする制度だと思う。問題は、京都市の場合は調査をしていなかったとか、経済的状況で判断していたかどうかという問題はあるにせよ、それはあくまで手続きの話であるが、京都府の場合は最初から要項で全額肩代わりしますという制度になっていたから司法判断がそうなったという話であり、内容的に初めから全額肩代わりしますという制度である点では代わりがないがどうか。

【推進室長】制度の根幹の問題であるが、私たちは大きな問題であった教育の格差を是正するために、この償還対策資金制度で実質給付制を採用することが必要だということでこの制度を運用してきた。その結果地域のこどもたちの進学率も非常に上がり、安定した就労に結びつくなど大きな効果があった。もともと実質給付制について議論があると思うが、委員もよくご承知のとおり、欧米ではむしろ実質的な給付制の奨学金のほうが多いということもあり、私どもはこの特別対策の期間に限って同和問題の解決のためにこの制度を運用することが必要だと判断した。平成13年度の国の特別対策の終了とあわせて、私どもはこの制度を完全に廃止しており、14年度からは普通の奨学金制度に代わっている点はご理解いただきたい。

【光永】欧米の話は今回の同和特別対策と全然別の話であり、まして欧米の奨学金が実質給付だというのなら、京都府として高い学費の方に府独自の全額給付制の奨学金制度をつくるべきだということを我々は求めてきたものだけでも、一緒に論議しないでほしい。

このような制度ができたもとの、個人の受給の状況は変わっている、成人し、働き、収入が安定し、生活保護基準以上の収入が得られ、生活の安定も見込まれる、京都府の場合は5年ごとに調査してきていると思うが、個人の状況は変わっているけれども実質給付を当初の約束どおり続けてきたところに最大の問題がある。そこであらためてきくが、平成19年度末の貸付残高は54億円だが、この奨学金の対象人数と償還対策事業が適用される返還免除者以外の人数は何人か。

【推進室長】現在約6900名に貸している。生活保護基準の1.5倍以下という基準である返還免除に該当するのは3割ないし4割。それ以外が償還対策資金の対象になる。

【光永】今の話なら、経済状況が当時受給したときとその後変わっている、つまり全体6900人のうち、4500人ぐらいが償還対策資金の対象者となるわけであり、3分の2ほどが府が肩代わりする対象になる。これがわかるということは、府が収入状況の調査をしっかりやっているということになるが、収入の高い方

については、契約当事者に府から返還を要望するということが可能だと思うがどうか。

【推進室長】所得状況の問題については返還免除に該当するかどうか判断するための調査は行なっているが、どのくらいの所得の方がどのくらいいるかということは制度運用上必要がないので、そのような集計、整理はしていない。仮に所得の高い方がいたとしても制度のももとのスタートの時点で貸付を受ける本人、保護者、学校に対し「返還の心配をせずに安心して勉学に励んでほしい」と説明し、約束して動いているので、今になって返してほしいということは行政としてはできないと考える。この点は先ほどの裁判でも大きな論点となっていて、私どもの主張を認めていただいている。

【光永】質問に答えていただきたい。私が聞いたのは、契約当事者に府から返還を要望するということが可能かどうかという点だが、どうか。

【推進室長】貸付をするときに行政として約束しているので難しい。

【光永】平成15年の予算特別委員会で、当時の室長が「理論的には可能」といっており、先ほどの判決例でもそのことは紹介されている。今の話ならば、この見解が変わったということか。

【推進室長】見解は変わっていない。実質給付制として運用し、貸付のさいに約束してきたので、返還を求めることはできないと申し上げている。

【光永】見解が変わっていないということであれば府が要望することは可能であると認めたと理解する。具体的に、京都市が裁判の結果や監査委員の指摘があり、平成19年度の自立促進支援事業の執行停止をするということになり、20年度も当初予算には盛り込んでいないという報道もなされている。今回の京都府の高等学校等奨学金償還対策事業というのは、京都市以外の制度をカバーするものとして、すべての方に肩代わりしていくということが前提の制度としてつくられてきたという経過がある。京都市が見直しをしようとしているのに、京都府のほうは予算も執行し、20年度当初予算も計上するというのはおかしいのではないか。

【推進室長】京都市のことは聞いているが、これは京都市の自立促進援助金が違法だという判決が確定したことを受けて監査委員の勧告、今回の対応があると思う。京都府の場合は、二次にわたり私たちの主張が認められているので、取り扱いを変える考えはない。

【光永】京都市と、それ以外の所をカバーしてきた府の制度とで対応が違うことは問題なので、京都市の執行停止を高く評価するわけではないが、流れとしてはそこにメスを入れていくことが必要であり、市長選挙もあってこのようになってきたわけなので、京都府としても見直していただくことを求める。ただし、府が、京都市が執行しないことを知っているが京都府としては検討しない、それは裁判の違いだということだが、私は京都市の裁判の判例をすべて読んだ。そこには「京都市の財政負担も問題が大きい」と指摘されている。京都府の財政負担も単費として3億円あまり計上するわけなので大きいと考える。財政が厳しい、厳しいと言いながら、この点については検討すらしめないのか。

【推進室長】13年度までの特別対策の期間にかぎって運用し、制度としては終わっている。今の事業は同和事業整理費として位置付けられているが、過去の約束の履行、清算として実施しているものなので理解いただきたい。

【光永】私は京都市の担当局に聞いた。すると制度改正した平成16年度以前の返還対象者についても返還を求めるかどうかについて検討したいと述べられていた。京都府は最初から全員肩代わりするからといって、見直しは必要ないというのはまったく論外の話だ。財政が厳しいといって、いろいろな事業を削っているわけだから、収入の高い人には返還を求めていくよう検討し、見直していくよう強く求めておく。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■田中健志（民主党、京都市中京区）

こども議会について

■林正樹（公明党、山科区）

NPOパートナーシップセンター、植物園のユビキタス・ガイドサービスについて

■秋田公司（自民党、京都市南区）

京都ジョブパークについて

■渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）

国民文化祭、青少年育成、安心・安全な街づくりについて

■中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

府立植物園について

■小巻實司（自民党、京都下京区）

府立植物園について

■大野征次（民主党、八幡市）

非正規雇用問題について

■諸岡美津（公明党、京都市右京区）

ひきこもり支援について

■佐々木幹夫（創生、綾部市）

女性起業支援、府立植物園について

■島田正則（自民党、木津川市・相楽郡）

源氏物語千年紀記念事業、男女共同参画について

■武田祥夫（民主党、京都市北区）

人権啓発、人権侵害の問題について

■尾形賢（自民党、京田辺市・綴喜郡）

障害者就労支援、京都映画誕生 100 周年記念事業について

■熊谷哲（民主党、京都市右京区）

非正規雇用問題、防犯まちづくりについて

■荒巻隆三（自民党、京都市東山区）

飲食業、京料理の職人の支援について

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）

「テロ対策の強化」とは何か

【松尾】総合的な危機対応体制推進費として560万円計上されている。昨年度は710万円計上されていたわけで、150万円減っている。内容としては三つある。危機管理体制の強化、テロ対策の強化、国民保護体制の整備だ。それぞれの予算額はいくらか。昨年より減ったのは、どれがどれだけか。

【危機管理監】昨年度の予算と比較して、一番大きく減額しているのは、昨年度、国と共同して国民保護の図上訓練を行なった。この経費が減額している。そのほかの増減の内訳については危機管理室長から。

【室長】具体的には本年度、BCP（事業継続計画）の関係で100万、新たに付けていただいている。そのほか、テロ訓練の関係で100万ほど減額している。他はほとんど会議の開催経費、検討会の経費等となっている。

【松尾】テロ対策関係100万減ということだが、説明には「テロ対策の強化」となっている。私は、こういう予算が出てくるのはどうかと思っているわけで、特段の必要性があるのか。具体的にどうお考えなのか。

【危機管理監】私ども、いろいろな事象に備えるためには、いろんな危機を想定しながら対応する必要があるし、昨今の世界的な情勢から考えても、テロに対する備えは非常に大切であると考えている。そのためにも関係機関が、実際にテロが発生した場合に、うまく対応できるように、常に訓練を重ねていくことが大切。予算的には図上訓練の分が減額になっているが、対策そのものの必要性は変わらない。

【松尾】いまの説明では「必要性に変わりはない」とのこと。しかし100万減らした。どういうことか。

【室長】経費としては減らしているが内容は変わらない。やり方を変えているだけのこと。

【松尾】今日的に、世界的に、テロ対策が強調されていることは私も知っている。総合的な危機対応体制を確立していくことはあるでしょうが、わざわざ京都府の予算に「テロ対策の強化」ということをあげて、いくらか減らしたということですが、500万、300万が必要はないと思う。改めて聞かざるか。

【危機管理監】危機管理については、これをやっておけば万全だという特効薬のようなものはない。いろいろな取り組みを一つ一つ積み重ねていく、そのことに尽きるのではないかと考えている。当然、テロ対策についても、その一つの取り組みとして非常に重要なもの。なお、経費については極力抑制しながら取り組んでいく。

【松尾】かつてないこととして、オーム真理教事件があった。あれはテロかどうか。あれは明らかに犯罪だ。今世界で言われているテロとは混同してはおかしいと思う。そして、「9・11同時多発テロ」以降、6年余にわたって世界的にテロ対策が強調されてきているが、この間の経緯をみると、アメリカがアフガンにテロをなくすといつて始めた報復戦争、あれでテロがなくなったかと言えばそうじゃない。国連の報告でも、01年から04年まで、自爆攻撃というのは5件しかなかった。それが05年には17件になり、06年には123件に激増している。08年の数字はまだ出ていないが、8月時点で100を超えているから、年間で150を超えて200に近づくというようなことになっている。国内のマスコミでも「読売」（9月1日付）が「テロの脅威は『テロとの戦い』で拡大している」と報道しているし、アメリカ政府自身が昨年7月に「米本土へのテロの脅威」というレポートを出しているが、「テロ細胞を世界に増殖させている」、「アルカイダは60数カ国に拡大している」と述べている。テロ活動を組織し、準備している組織が10いくつにも上っていると、その中では書かれている。要するに「戦争でテロはなくなる」ことが明らかになっているわけなので、そういう点から自治体が行なうべき取り組みとして、総合的な危機対応体制というのは必要だ、それは災害を含めて必要です。しかし、今あたかも市民の前に身近にテロの脅威があるかのような、「テロ対策の強化」というような予算の必要はないと思っている。改めてうかがうかどうか。

【危機管理監】世界の平和が、お互いの努力を通じて、実現するのは大切なこと。しかしながら、府民の安全に責任を持つ京都府としては、いかなる事態になってもその生命、財産を守っていくという手立てを講じるのは、これまた私どもの大事な責任だと考えている。

【松尾】そのことを否定しているのではない。それなら、テロの脅威がいま現に府民の前にあるという判断なのか。

【危機管理監】全くテロの危険性なしとするならば、対策の必要性もないと考える。

【松尾】オーム真理教の過去の例も出したが、あれもテロではない。テロの脅威に我々がさらされているということは、現実の問題としてはない。京都府が府民に、いらざる懸念を与えることはとらない方がよい。「テロ対策強化」というやり方は必要ない、と申し上げておきたい。政府のテロ新法の方向に府民を誘導していくことになりかねない。こういうやり方を改めるように、強く求めて質問を終わる。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■諸岡美津（公明党、京都市右京区）

京都府国民保護計画について

■前波健史（自民党、京都市伏見区）

サミット外相警備とテロ対策

■田中健志（民主党、京都市中京区）

危機管理体制の初動対応について